

発議第 6 号

ガザ地区の恒久的停戦と、パレスチナの和平を求める決議に
ついて

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和7年7月9日提出

提出者

議会運営委員長 藤井 俊行

ガザ地区の恒久的停戦と、パレスチナの和平を求める決議

パレスチナ・ガザ地区における未曾有の人道危機は、少なくとも4万8千人の尊い命を奪い、2025年1月19日、三段階あるとされる第一段階の停戦が実現した。

しかし、ようやく結ばれた停戦は決して恒久的なものではなく、今なお、殺りくと占領が続き、子どもを含む多くの一般人の犠牲者が出続けており、極めて脆弱な状況にある。

平和都市宣言を掲げる本市の市議会として、これ以上、子どもを含めた罪なき一般人への無差別な攻撃は断じて看過することはできない。

そこで、以下のことを関係国及び関係者に強く求める。

記

- 1 ガザの実効支配勢力は直ちに、人質・被収容者を無条件に解放すること。
- 2 イスラエル政府は、ガザから早期に完全撤退すること。
- 3 イスラエル政府・ガザの実効支配勢力は、速やかに恒久的停戦を行うこと。
- 4 ガザ地区への、医薬品・食料などの人道支援物資を速やかに届けるためのあらゆる手立てを尽くすこと。
- 5 日本政府は国連憲章と国際法の原則の実現の立場から、ガザの恒久的停戦を求めると共に、パレスチナ全体の和平の実現に向けて、あらゆる外交努力を行うこと。

以上、決議する。

2025年7月9日

千葉県流山市議会